

令和4年第5回臨時会

# むかわ町議会会議録

令和4年 5月19日 開会

令和4年 5月19日 閉会

むかわ町議会

## 令和4年第5回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

### 第 1 号 (5月19日)

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	5
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
事務局職員出席者	6
開会及び開議	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の大要説明	8
同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第32号から議案第34号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
閉議及び閉会	21
署名議員	23

むかわ町告示第25号

令和4年第5回むかわ町議会臨時会に次の付議事件を追加する。

令和4年5月17日

むかわ町長 竹中喜之

追加する付議事件

町長から提出あつた事件

同 意

同意第 5号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件

むかわ町告示第24号

令和4年第5回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月13日

むかわ町長 竹中喜之

1 日 時 令和4年5月19日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あつた事件

議案

議案第31号 工事請負契約の変更に関する件

議案第32号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第33号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第34号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第35号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

## 令和4年第5回むかわ町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和4年5月19日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長の行政報告及び提出事件の大要説明

#### 町長提出事件

- 第 5 同意第 5号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件
- 第 6 議案第31号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 7 議案第32号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第33号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第34号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第35号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（12名）

1番	栗 原 健一	議 員	2番	伊 藤 恵美	議 員
3番	古 内 みゆき	議 員	4番	奥 野 恵美子	議 員
5番	東 千吉	議 員	6番	佐 藤 守	議 員
7番	中 島 獢	議 員	8番	大 松 紀美子	議 員
9番	三 上 純一	議 員	10番	小 坂 利政	議 員
11番	北 村 修	議 員	13番	野 田 省一	議 員

欠席議員（1名）

12番 津川 篤議員

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課幹 主	柴田巨樹
総務企画課幹 主	柄丸直士	総務企画課幹 主	菊池功
総務企画課 主査	太田耕司	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課幹 主	菊池恵美	農林水産課長	酒巻宏臣
農林水産課幹 主	藤野真稔	経済建設課長	吉田直司
経済建設課事 参	江後秀也	教育長	長谷川孝雄
選挙管理委員 会書記	太田耕司	農業委員会 事務局長	東和博
農業委員会 支局長	高木龍一郎	監査委員	数矢伸二

---

事務局職員出席者

事務局長 今井巧 会計年度任用員 楠珠美

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第5回むかわ町臨時議会を開会いたします。

冒頭ではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、議場内ではマスク着用とし、原則、提案ほか発言等は自席とさせていただきます。

なお、一般の方の傍聴はできませんので御了承願います。

また、質疑は議題外にわたることなく、会議時間短縮のため、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うようにお願いをいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、古内みゆき議員、4番、奥野恵美子議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（野田省一君）　日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷、配付しております諸般の報告及び議会だより第125号のとおりでございますので、御了承願います。

---

#### ◎町長行政報告及び提出事件の大要説明

○議長（野田省一君）　日程第4、町長行政報告及び提出事件の大要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の大要説明の申出がありましたので、登壇により説明を許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長　登壇]

○町長（竹中喜之君）　おはようございます。

本日ここに、令和4年第5回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出事件の大要説明に入ります前に、行政報告としまして3点について御報告を申し上げます。

まず、1点目として、新型コロナウイルス感染症における第4回臨時会で報告した以降の本町の対応状況について報告を申し上げます。

現在、道内におきましては病床使用率が20%を下回り、レベル1の指標となっておりますが、新規感染者数は10万人当たり300人を超え、高止まりの状況となっております。

また、胆振管内も同様に新規感染者数が高い水準で推移をしており、本町におきましても、1週当たり10人を超える状況というのが続いているところでございます。

本町における最近の感染傾向としましては、集団感染事例というのではないものの感染が散発し家族内で拡大する事例というのが多数見られ、感染者数が減らない状況にあると分析をしているところでございます。

なお、職員2名が感染し、5月13日及び16日に公表をしたところでございます。職員2名は、家族からそれぞれ感染したもので、家族の感染が判明後、直ちに自宅待機をさせており、町民の皆さんとの接触や職場内での濃厚接触者に該当する職員はなかったところでございます。

今年に入って1月以降、本町の感染者は240人を超えているところです。町民の皆さんには、これまでの基本的な感染防止策を継続していただくことをお願いするとともに、町とし

ましても状況に応じ迅速な対応と情報の提供に努めてまいりますので、引き続きの御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、2点目は、前回の臨時会において行政報告をさせていただいた本町で発生した鳥インフルエンザの件についてでございます。

4月12日に町内春日地区において回収された衰弱したクマタカからA型鳥インフルエンザの陽性反応が確認されたことに伴い、発見場所から周辺10キロメートルを範囲に野鳥監視重点区域とされておりましたが、この間、町としましても、町民の皆さんへの注意喚起とともに警戒態勢を取ってまいりました。その後、区域内において野鳥等の死が確認されなかつたため、5月10日、24時をもって重点区域が解除されたところでございます。

一方、道内におきましては引き続き警戒が続いている状況であり、町としましても引き続き警戒感を維持し対応してまいりますので、町民の皆さんには野鳥の死骸等を発見した場合は、触らずにまず役場に御連絡いただきますよう改めてお願いをいたします。

3点目は、穂別豊田地区山林において発生しました遭難者の捜索に関する件について御報告をいたします。

令和4年5月7日、午前6時51分に遭難者男性の家族より胆振東部消防組合消防署穂別支署に5月6日午後に豊田地区の山林へ山菜取りに入山したが、翌日になっても帰宅しないとの連絡があり、同消防署穂別支署から役場に胆振東部消防組合消防署特別救助隊、同消防組合穂別支署穂別消防団苦小牧警察署穂別駐在所、地元獵友会による49名体制で捜索を実施するとの報告を受けたところでございます。

その後、役場にも応援の協力要請があったことから、穂別総合支所職員及び穂別地区在住職員を中心に招集をかけ捜索を開始しました。捜索開始後間もなく林道内に駐車していた遭難者の車両を発見、その先約300メートルの山林内において、斜面から滑落しけがにより歩行ができない状態の遭難者を9時24分に発見、保護し、直ちに救急搬送をしたところでございます。骨盤骨折の重傷ではありましたが、意識もあり命に別状がなかったことは不幸中の幸いでございました。

なお、早期に遭難者を発見できたことから、午前9時59分に全ての捜索活動を終了したところでございます。

今回の捜索に従事いただきました胆振東部消防組合消防署の職員、消防団員の皆さんをはじめ関係機関の皆様に改めまして感謝と御礼を申し上げるものでございます。

町民の皆さんには、今後も山菜取りやレジャーなどで山林に入る機会もあるかと存じます

が、複数で無理をせず連絡がつく手段も考慮され入林されますようお願いを申し上げるところでございます。

以上3点を申し上げ、第5回臨時会に当たりまして行政報告といたします。

続いて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、同意1件、議案5件であります。

同意第5号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件につきましては、地方税法に基づく固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めるものであります。

議案第31号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、ししゃもふ化場取水口整備工事第2工区の契約金額の変更につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第32号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、令和3年8月の人事院勧告の内容に基づき、職員の期末手当を改正しようとするものでございます。

議案第33号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第34号 むかわ町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の期末手当の一部改正を踏まえ、常勤の特別職及び議會議員の皆さんの期末手当につきまして改正しようとするものでございます。

議案第35号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）につきましては、事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第5、同意第5号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

本件に関する対象者の成田忠則さんは、審議の都合上、一時退席を願います。

[成田忠則氏 退席]

○議長（野田省一君） 同意第5号について、提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 同意第5号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件について、御説明を申し上げます。

本件は、固定資産評価員としまして、むかわ町福住2丁目28番地4、本町副町長の成田忠則氏を選任いたしましたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第5号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 むかわ町固定資産評価員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

[成田忠則氏 着席]

---

#### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第6、議案第31号 工事請負契約の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第31号 工事請負契約の変更に関する件について御説明申し上げます。

議案書は3ページをお開き願います。

本件は、令和3年11月30日開催の令和3年第5回むかわ町議会臨時会議案第62号におきまして議決をいただきましたししやもふ化場取水口整備工事第2工区に係る工事請負契約につきまして、設計変更が生じたことにより契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分並びに重要な公の施設の利用または廃止に関する条例第2条の規定に基づき変更契約を締結するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

設計変更の内容につきましては、取水口放流口の施工におけるむかわ本流の河川水締切り工法の変更及び掘削時における仮設土留め工法の追加によるものでございます。

議決をいただきました契約金額の事項中8,503万円から2,029万5,000円増額いたしまして、1億532万5,000円に改めるものでございます。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 契約の変更の関係なんですけれども、前回もこういった事例が度々あるということで、何か方法がないのかなという質問をした経緯もあるんですけれども、今回こういった大きな金額の変更。具体的に今、説明は聞きましたけれども、事前に把握できなかつた事柄なのか、どうしてそうなったのか、詳しいところの説明だけひとつお願ひいたします。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

今回、ししやもふ化場の取水口放流口の河川構造物の工事におきまして、鵠川本流の川岸、河岸部に構造物を造るに当たりまして、河川の水を締め切る形で矢板と大型土のうの併用した工法を考えておりました。

現況の川岸の土質が、当初は粘土で考えていたのですが、実際掘ったときに砂質系の砂の土質でございまして、そこでちょっと土質の相違がございまして、それは水を通す土質のた

め、締め切るのがそこは大型土のうで見ていた形がそれでは締め切れない形となるので、鋼矢板による締切りの工法がさらに必要という形で締切り工法の変更が生じたところです。

また、取水口と放流口のコンクリート構造物を川岸に埋める形で造るんですが、そこも土砂を掘るに当たりまして、その川岸の土の土質が水を含んだ砂の土質のため、バックホーで掘る形で行きますと言っても、その掘削の断面が確保できなくて、水を含んで崩れてくるという形の、施工時にちょっとその状況が確認されましたので、工事の安全性確保という形で鋼矢板の土留めを追加するという形での今回の設計変更が生じまして、その2つが大きな点なんですが、その施工に当たりましては、多大な賃金額がちょっと生じましたので今回2,000万の設計変更が生じた形でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 通常ですといろんな工事、土質の調査、ドリル工法といいますかいろいろやりますよね。今回の場合、川のそいつた取水口の関係ということでそいつた土質の調査というのは実際にできなかった状況なのか、その辺も併せていま一度答弁願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 土質の調査についてお答えいたします。

こういった構造物を造るに当たりまして、建築物もあるんですが、土質調査はやっている形でございます。

ただ、今回、川岸の川に接するところ及び川の実際水の流れているところを締め切って工事をするという形なんですが、その川岸でいきますと土質調査におきまして水の中にボーリングをするという形でいきますと調査費用が多大にかかる、また河川管理者が開発局なんですが、そことの協議もかなり時間を要するという形で、通常といいますか河川の工事でいきますと、そこは隣接の土質調査で想定をするというところでの川岸の丘のほうです、そこでボーリングをしてそれと同じような土質材料という形を想定しまして、調査をして工事を進めているというところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 先ほどの説明を聞きながらだったんですけども、当初の設計自体が

ちょっと甘かったのではないかというふうに思っているんです。

その全部コンクリでやって取水と、それからとかで大型土のうでやるということ自体が、普通そういうやっている業者の中では、なかなかそういう工法を設計して最初からやるということはないというふうに伺いました。

それは、恐らくししゃものふ化場は今回ほかのふ化場関係と違って水の量を多く使うとか、あるいはまた、ちょっとあまりにも金額が大きくなるのでこういう形のほうが安価に設計してできるだろうというもくろみがあったのかどうかよく分からんんですが、基本的なところでそういうふうな形を最初から初期の設計の段階でやっていると、今のように後からの追加で金額が大きくなるということはなかったのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 当初の設計としましては、粘土質の土質という形で水を締め切れるという形の中で工法を選定しておりました。また、掘削の工法につきましても、粘土質で掘削勾配が安定するというところを見越しております、それで当初の設計をしていましたが、現場いざ入ったときにちょっと土質の違いが生じたため安全性確保という形で多大な設計変更が生じた形なんですが、安全性を確保して今回設計変更をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第31号 工事請負契約の変更に関する件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号から議案第34号の一括上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（野田省一君） 日程第7、議案第32号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第9、議案第34号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

議案第32号から議案第34号までの3件について提案理由の説明を求めます。

太田総務企画課主査。

○総務企画課主査（太田耕司君） 議案第32号から議案第34号まで関連がございますので、一括して提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第32号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

この改正は、令和3年8月10日付人事院勧告に基づき国的一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年4月13日付で公布されたことから、これに併せまして支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため関係条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料の3ページ、給与等改正の概要を御覧ください。

初めに、一般職の職員の期末手当、勤勉手当でございますが、人事院の調査において民間の特別給の支給割合との均衡を図るため支給月数を最大0.15月分引き下げ、再任用職員以外の一般職の職員につきましては4.45月を4.3月に、再任用職員につきましては2.35月を2.25月に改定するものでございます。支給月数の引下げ分につきましては、6ヶ月期及び12ヶ月期の期末手当が均等になるよう配分し、再任用職員以外の一般職の職員につきましては2.225月を2.15月に、再任用職員につきましては1.175月を1.125月にそれぞれ改定するものでございます。

また、本年6ヶ月期の期末手当の特例としまして、改定された支給割合により算定された期末手当の額から令和3年12ヶ月期に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額を減じて支給することとするものであります。

乗じる割合につきましては、再任用職員以外の一般職の職員につきましては、127.5分の15、再任用職員につきましては72.5分の10となっております。この特例措置につきましては、

令和3年12月期の期末手当支給時に実際に適用された支給割合と令和3年人事院勧告において示された令和3年12月期の期末手当支給割合との差額に相当する額を本年6月期の期末手当において調整する措置でございます。

なお、月例給につきましては、人事院の調査において民間給与との間の格差が極めて小さいことから今回改定は行われておりません。

次に、議案第33号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

先ほど御説明申し上げました一般職の職員の期末手当、勤勉手当と同様の支給割合にするため、支給月数を0.15月引き下げ4.45月を4.3月に改定するものでございます。支給月数の引下げ分につきましては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分し、それぞれ2.225月を2.15月に改定するものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開きください。

先ほど御説明申し上げました一般職の職員と同様に特別職につきましても、本年6月期の期末手当の特例としまして、改定された支給割合により算定された期末手当の額から令和3年12月期に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額を減じて支給するものとしております。

乗じる割合につきましては、特別職の職員につきましては222.5分の15、再任用職員につきましては72.5分の10、特別職及び再任用職員以外の一般職の職員につきましては127.5分の15となっております。

次に、議案第34号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

先ほど御説明申し上げました一般職の職員の期末手当、勤勉手当と同様の支給割合にするため、支給月数を0.15月引き下げ4.45月を4.3月に改定するものでございます。

支給月数の引下げ分につきましては、先ほど御説明申し上げました特別職の職員で常勤の者と同様に6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分し、それぞれ2.225月を2.15月に改定するものでございます。

また、本年6月期の期末手当の特例としまして、改訂された支給割合により算定された期末手当の額から令和3年12月期に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じて支給することとしております。

続きまして、説明資料5ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。

恐れ入りますが5ページをお開きください。

初めに、議案第32号 むかわ町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

まず、第26条の期末手当でございますが、同条第2項及び第3項の支給割合100分の127.5を100分の120にそれぞれ改めるものでございます。

また、同条第3項の再任用職員の支給割合100分の72.5を100分の67.5に改めるものでございます。

恐れ入りますが、説明資料7ページをお開きください。

続きまして、議案第33号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の新旧対照表でございます。第4条の期末手当でございますが、同条1項の支給割合100分の222.5を100分の215に改めるものでございます。

恐れ入りますが、説明資料9ページをお開きください。

続きまして、議案第34号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

まず、第3条第2項のむかわ町議会会議規則を引用する条項に条項ずれが生じていることから、第2条第2項を第2条第3項に改めるものでございます。

次に、第5条の期末手当でございますが、改定内容につきましては、先ほど御説明いたしました資料7ページで御説明いたしました内容と同様の内容になっているものでございます。

それでは、議案集に戻って御説明申し上げます。

議案集5ページをお開き願います。

議案第32号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。すみません。附則につきましては、第1項で公布の日から施行しております。また、第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として改正後のむかわ町職員の給与に関する条例第26条の規定にかかわらず改定後の支給割合により算定された期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額を減じた額により支給する特例措置を講ずることとするものでございます。

続きまして、議案集7ページ、第33号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行しております。

また、附則第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として改正後のむかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条の規定にかかわらず改定後

の支給割合により算定された期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額を減じた額により支給する特例措置を講ずることとするものでございます。

続きまして、議案集9ページ、議案第34号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としております。

また、附則第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として改正後のむかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定にかかわらず改正後の支給割合により算定された期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額により支給する特例措置を講ずることとするものでございます。

以上、議案第32号から第34号まで一括して議案の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第32号について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第34号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第32号について原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第32号の討論を終わります。

次に、議案第33号の原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第33号の討論を終わります。

次に、議案第34号について、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第34号の討論を終わります。

これから、議案第32号から議案第34号までの3件の採決をします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第32号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第10、議案第35号　令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君）　議案第35号　令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は11ページをお開き願います。

本案は、今年秋に完成、その後稼働を予定する鵠川ししゃもふ化場の施設運営に係る電力につきまして、持続可能な循環型社会の形成が求められる中、再生可能エネルギーの活用を図るため、今後その調達に係る事務を執り進めるため債務負担行為を設定するものでございます。

令和4年度のししゃもふ化場管理運営に係る費用につきましては、今後の補正予算で新たに追加を予定しているところでございますが、現在、歳出予算に含まれていないことから契約締結事務を執り進めるに当たり、当該年度に負担する費用につきまして債務負担行為として定めるものでございます。

第1条でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきまして議案書12ページ第1表債務負担行為のとおり鵠川ししゃもふ化場施設再生可能エネルギー電力調達費に係る令和4年度の限度額を400万円とするものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいま  
すようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第35号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）について採決をいたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回むかわ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

署名議員

署名議員